

国立大学法人東京外国語大学経営協議会規程

〔平成16年 3月26日〕
規則 第46号

改正 平成17年 7月 1日規則第39号 平成19年11月13日規則第94号
平成21年 3月31日規則第12号 平成24年 3月30日規則第86号
平成27年 1月27日規則第 1号 令和 2年 3月26日規則第30号

(設置)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学組織規則（令和2年3月26日制定）第7条第2項に基づき、経営協議会の運営等に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事 1名
- (3) 学長が指名する教育研究評議会構成員 4名
- (4) 事務局長
- (5) 学長が任命する学外有識者 8名

2 前項第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員の任期の末日は、当該委員を任命する学長の任期の末日とする。

(審議事項)

第3条 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見のうち、経営に関する事項
- (2) 中期計画及び年度計画のうち、経営に関する事項
- (3) 学則（経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員報酬及び退職手当の支給基準、職員給与及び退職手当の支給基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況に係る自己点検及び評価に関する事項
- (6) 学長又は役員会から審議委託された事項
- (7) その他経営に関する重要事項

(会議)

第4条 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、経営協議会を主宰する。

3 議長に事故あるときは、議長の指名する理事がその職務を代行する。

4 経営協議会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議決は、出席者の過半数による。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第5条 議長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 経営協議会に関する庶務は、関係課等の協力を得て、総務企画課において処理す

る。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、経営協議会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年11月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。